

地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金

1. 対象者

県内に事業所を有する組合等

(ただし、伝統工芸品産業支援事業費補助金の対象となる者を除く)

※「組合等」とは、次のいずれかに該当するもの

- (1) 事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
- (2) 商工組合又は商工組合連合会
- (3) 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの
- (4) 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- (5) 旧民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき設立された法人であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められる公益法人
- (6) 複数の中小企業者(富山県内に事業所を有するものであって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)、組合等を主とするグループ
- (7) 知事が特に認めるその他の団体

2. 補助対象事業

(1) 人材育成事業

- ① 中小企業者、組合及びその従業員等を対象にした経営、技術その他必要と認められる事柄に関する各種研修、講習、発表会等の開催
- ② 中小企業者、組合及びその従業員等を対象にした経営、技術その他必要と認められる事柄に関する各種研修、講習、発表会等への派遣
- ③ 後継者育成のために、子供から大人までを対象にした体験型授業や講習会等の開催
- ④ 若者の定着を促進するための就職フォーラムの開催
- ⑤ 人材情報等の情報収集・分析及びその情報提供等を行なう事業
- ⑥ その他地域産業の活性化に寄与する人材育成事業として県知事が適当と認めた事業

(2) 販路開拓事業

- ① 展示会の開催又は見本市への参加
国内外において行なう販路開拓のための展示会等への参加
- ② 販路開拓指導等
 - イ 専門コンサルタントの委嘱等により行なう販路開拓に関する調査及び指導
 - ロ 新商品等の販路開拓等のための広報事業
 - ハ 品質表示(品質保証表示等を行なう事業を含む。)事業
- ③ 販路開拓等を支援するための情報収集・分析及びその情報提供等を行う事業
- ④ その他地域産業の活性化に寄与する販路開拓事業として県知事が適当と認めた事業

3. 補助対象経費、補助率等

| 補 助 対 象 経 費 | | | 補助率 | 上限額 |
|----------------------------|-------|--|-----------|-----------|
| 事業区分 | 経費区分 | 内 容 | | |
| 人 材 育 成 事 業 | 謝 金 | 委員謝金、専門家謝金、講師謝金、実習企業謝金 | 1/2 以内 | 200 万円 |
| | 旅 費 | 委員旅費、専門家旅費、職員旅費、講師旅費、研修旅費 | | |
| | 庁 費 | 会場借料、会場整備費、印刷製本費、研修教材等諸費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、借料又は損料、教材費、雑役務費、原稿料、受講料、通訳料、翻訳料 | | |
| | 委 託 費 | 人材育成事業費の一部を委託する経費 | | |
| 販 路 開 拓 事 業 | 謝 金 | 委員謝金、専門家謝金、講師謝金 | 1/2 以内 | 300 万円 |
| | 旅 費 | 委員旅費、専門家旅費、職員旅費、講師旅費、外国旅費 | | |
| | 庁 費 | 会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、教材費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、雑役務費、保険料、ホームページ作成費 | | |
| | 委 託 費 | 販路開拓事業の一部を委託する経費 | | |

4. 留意事項

- (1) 補助事業により取得した教材等は、補助事業の目的にのみ使用することができます。
- (2) 従業員に対する給与等の労務費は補助事業の対象経費とはなりません。
- (3) 事業の実施は正式な交付決定がなされた後に行っていただき、年度内に完了していただくことになります。
- (4) 補助金の支払いは、補助対象経費の支出確認後になりますので、先に資金手当てが必要です。
- (5) 見本市等への出展事業の場合は、実績報告書とは別に成果状況を確認するため、事業完了後おおよそ半年後を目途に、その時点での成果状況の報告にご協力いただきます。